
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 519 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）において、今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（要件(1)に関する意見）

2. 本プロジェクトの範囲としていわゆるプロが運営する組合を想定していることや市場価格のない株式を時価評価するニーズを踏まえると、コーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）や当事者以外の出資者への募集を行わない二人組合などは対象外とすることが考えられる一方、「募集又は私募が行われた組合等である」という記載では、これらの組合等が対象外であることが必ずしも明確ではないと考える。このため、「多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である」とすることを検討いただきたい。
3. 「募集又は私募」という用語は金融商品取引法上の概念であるため、「取得の勧誘」など一般化した言葉とすることを検討いただきたい。

（要件(3)に関する意見）

4. 「組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている」ことを要件とする事務局の提案に関して、中小企業等投資事業有限責任組合会計規則に定める原則的方法を採用している場合や IPEV ガイドラインにより時価評価している場合に限定した場合、提案者のニーズと合致するかどうかについて確認させていただきたい。

（要件(4)に関する意見）

5. スタートアップ企業の定義やスタートアップ企業以外にも投資している場合に要件を満たすかどうかは明確ではないため、「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件に含めないことがよいと考える。

6. 組合等の法形態や組合等の投資対象によって会計処理が異なるという状況は回避したほうがよいと考える。
7. 情報の有用性の観点から、投資対象をスタートアップ企業としているかどうかによって、市場価格のない株式を時価評価するかどうかを区別することは有益ではないと考える。
8. 投資の対象は将来的に変わる可能性があるため、「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件とすることは難しいと考える。
9. 一般的に時価評価が難しいスタートアップ企業を対象とし、その他の非上場株式を時価評価の対象外とすることは、時価評価の信頼性の観点から説明が難しいと考える。

以 上